

昭和の森 指定管理者管理運営の基準 新旧対照表

8/13日 HP 公開時点	修正案
<p><b>2 1 ページ</b></p> <p>第4 施設維持管理業務 2 業務の対象範囲 施設の維持管理について、指定管理者が行う業務は以下のとおりとする。 (略)</p> <p>本施設内には、緑公園緑地事務所 _____ が設置されている。 _____</p> <p>_____ 市と <b>指定管理者が共用で使用している</b> 建屋 (以下、「事務所」という。) _____ のうち市が専用で使用している区域、事務所に隣接する車庫及び市倉庫については、業務の対象範囲から除き、市が管理を行うこととする。</p>	<p><b>2 1 ページ</b></p> <p>第4 施設維持管理業務 2 業務の対象範囲 施設の維持管理について、指定管理者が行う業務は以下のとおりとする。 (略)</p> <p>本施設内には、緑公園緑地事務所 <u>(以下、「市執務室」という。)</u> が設置されている。<u>指定管理者の執務室 (以下「昭和の森管理事務所」という。)</u> は、市と _____ 共用の _____ 建屋 (以下、「事務所」という。) <b>を使用する。事務所</b>のうち市が専用で使用している区域、事務所に隣接する車庫及び市倉庫については、業務の対象範囲から除き、市が管理を行うこととする。</p>
<p><b>3 6 ページ</b></p> <p>第6 その他重要事項 1 光熱水費等 (1) 一般的事項 運営維持管理上必要となる電気、上下水道、ガス、電話料金、その他各種燃料等は、原則として指定管理者の負担とする。指定管理者は、これら光熱水費等の削減に努めるとともに、施設利用者の利便性の向上に努めなければならない。 また、必要な申請、契約については指定管理者が行うものとし、当該光熱水費等は、指定管理料に含む。 指定管理者の執務室 (以下「昭和の森管理事務所」という。) は、市と指定管理者が共用で使用している建屋 (以下、「事務所」という。) を使用し _____、事務所の光熱水費等については、別途締結する協定に基づきそれぞれが負担することとする。また、市が使用する車庫及び市倉庫の電気料金の支払いについても、同協定において定めることとする。</p>	<p><b>3 6 ページ</b></p> <p>第6 その他重要事項 1 光熱水費等 (1) 一般的事項 運営維持管理上必要となる電気、上下水道、ガス、電話料金、その他各種燃料等は、原則として指定管理者の負担とする。指定管理者は、これら光熱水費等の削減に努めるとともに、施設利用者の利便性の向上に努めなければならない。 また、必要な申請、契約については指定管理者が行うものとし、当該光熱水費等は、指定管理料に含む。 _____ 昭和の森管理事務所 _____ は、市と _____ 共用の _____ 建屋 _____ <b>を使用しているため</b>、事務所の光熱水費等については、別途締結する協定に基づきそれぞれが負担することとする。また、市が使用する車庫及び市倉庫の電気料金の支払いについても、同協定において定めることとする。 <u>昭和の森球技場、庭球場及び受付棟 (以下「スポーツ施設」という) の光熱水費等については、本施設の指定管理者が一括して支払うものとし、別途、本施設の指定管理者とスポーツ施設の指定管理者で締結する協定に基づきスポーツ施設の指定管理者が負担することとする。</u></p>